

中井町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時における既存木造住宅の安全性を確保することで、地震に強い安全・安心なまちづくりを推進するとともに、居住環境の向上を図ることを目的とし、木造住宅の耐震改修工事等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 この要綱において耐震診断とは、耐震診断技術者が「木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）」に基づく「一般診断法」によって、木造住宅を調査し、報告書を作成することをいう。
- (2) 耐震診断技術者 平成16年以降の「神奈川県木造住宅耐震診断実務講習（技術者向け）」（以下、「県講習」という。）又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震資格者講習（以下、「建防協講習」という。）を修了した者をいう。
- (3) 耐震改修工事 基礎・柱・梁・筋交い・耐力壁の補強、軽量化の為の屋根の葺き替え等の耐震補強工事のことで、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の居住用木造建築物において、改修工事後の耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となる工事をいう。
- (4) 耐震改修工事等 耐震改修工事、耐震改修後を想定した耐震診断、工事設計、工事積算、工事監理その他耐震改修に必要なものをいう。
- (5) 耐震シェルター等 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための居室内部に組み立てる耐震シェルター及び防災ベッドで、東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で選定されたものをいう。
- (6) リフォーム 個人住宅（併用住宅の場合は、個人住宅部分に限る。）の機能の維持若しくは向上、又は居住環境の向上のために行う次に掲げる内容の工事であって、耐震改修工事等の実施又は耐震シェルター等の設置をする住宅に対して、同一の時期に施工されるものをいう。
 - ア 台所・浴室・便所・洗面所等の改修
 - イ 内装・屋根・外壁等の改修
 - ウ その他、町長が必要と認める改修
- (7) 町内業者 町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者で、町税等を完納しており、耐震改修工事を行うものをいう。

(対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反している建築物は除く。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認通知書等を受けた建築物で、一戸建

住宅、2世帯住宅、店舗併用住宅及び事務所併用住宅のいずれかであること。

(2) 地上の階数が2以下の木造建築物で、在来軸組工法により建築されたもの。

(3) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された建築物。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、前条の対象建築物を町内に自ら所有し、かつこれに居住する者又はこれに居住する予定で中井町子育て・若年夫婦世帯空き家改修補助金の交付決定を受けた者であって耐震改修工事を行う者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

(1) 町税を滞納している者。

(2) この要綱において、過去に補助金の交付を受けたことがある者。

(3) 中井町暴力団排除条例（平成23年中井町条例第4号）に定める暴力団員である者。

(4) その他補助対象者として、町長が特に不相当と認める者。

(補助金の額等)

第5条 耐震改修工事等、耐震シェルター等及びリフォームに対する補助額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 耐震改修工事等は、耐震改修工事等に必要とする経費（以下、「耐震改修工事等経費」という。）の2分の1までとし、その上限は、50万円とする。（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(2) 町内業者による耐震改修工事等の場合には、耐震改修工事等経費が20万円以上110万円未満にあっては5万円、耐震改修工事等経費が110万円以上にあつては耐震改修工事等経費の2分の1から50万円を減じた額までとし、その上限は、20万円とする。

(3) 耐震シェルター等は、耐震シェルター等の購入及び設置に必要とする経費（以下、「耐震シェルター等経費」という。）の2分の1までの額とし、その上限は、25万円とする。（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(4) リフォームは、リフォームに必要とする経費の2分の1までとし、その上限は、30万円とする。（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付額は、前項の補助額から予め同項第5号の額を差し引いた額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、予め町長と協議すること。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修工事等又は耐震シェルター等の設置を行う前に中井町木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書

(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 建築確認検査済証の写し等、建築年度を証明するもの
 - (3) 耐震診断結果報告書
 - (4) 前年度の納税証明書(町県民税・固定資産税)
 - (5) 現況写真
 - (6) 耐震改修工事等経費又は耐震シェルター等経費の見積書
 - (7) 工事費等計算書(第2号様式)
 - (8) 前各号に規定するもののほか、町長が特に必要と認めるもの
- 2 中井町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けてから1年を経過していない者が、前項の申請をしようとするときは、同項第1号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。
- 3 耐震改修工事等に対する補助金の交付を受けようとする者は、第1項に掲げる書類に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 耐震改修工事実施設計書
 - (2) 前号の耐震改修工事実施設計を行った者の建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の規定による建築士の免許証の写し
 - (3) 耐震改修工事後を想定した耐震診断結果報告書
 - (4) 前号の耐震診断を行った耐震診断技術者の県講習修了証又は建防協講習修了証の写し
- 4 耐震シェルター等設置に対する補助金の交付を受けようとする者は、第1項に掲げる書類に加え、耐震シェルター等を設置する箇所の分かる図面を添付しなければならない。
- 5 リフォームに対する補助金の交付を受けようとする者は、第1項に掲げる書類に加え、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) リフォーム経費の見積書
 - (2) リフォームを行う箇所の現況写真
 - (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条又は第6条の2の規定による建築確認通知書の写し(建築確認申請が必要なリフォームに限る。)
 - (4) その他リフォーム内容が確認できる書類

(交付の決定及び決定通知)

第8条 町長は、前条による申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、中井町木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定通知書(第3号様式)を申請者に通知するものとする。

(申請の変更又は取下げ)

第9条 交付対象者は、当該決定を受けた後において、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、中井町木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請変更・取下げ申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(変更の決定及び通知)

第10条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否

を決定し、中井町木造住宅耐震改修工事等補助金交付決定変更・取消し通知書（第5号様式）を申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付に係る耐震改修工事又は耐震シェルター等の設置を、交付決定を受けた日以降その年度の2月末までに完了し、中井町木造住宅耐震改修工事等完了報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）耐震改修工事又は耐震シェルター等設置及びリフォームの各工程の写真
- （2）耐震改修工事等経費又は耐震シェルター等経費に係る領収書（請求書）の写し
- （3）リフォーム経費に係る領収書（請求書）の写し
- （4）建築確認検査済証の写し（建築確認申請を行ったリフォームに限る。）
- （5）その他町長が必要と認めるもの

（補助金額の確定）

第12条 町長は前条の規定による完了報告を受け、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中井町木造住宅耐震改修工事等補助金額確定通知書（第7号様式）を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の確定通知書を受けた者は、速やかに中井町木造住宅耐震改修工事等補助金請求書（第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき、若しくは、この要綱に違反することが認められたときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。